

## よくあるご質問

**Q1** 中小企業者の定義は何で定められていますか？  
中小企業者に該当しない法人は申請できますか？

**A** 本制度における中小企業者の範囲は、中小企業基本法第2条第1項のとおりとします。  
主な業種及び規模は以下のとおりです。

業 種	従業員規模・資本金規模
製造業・その他の業種	300人以下又は3億円以下
卸売業	100人以下又は1億円以下
小売業	50人以下又は5,000万円以下
サービス業	100人以下又は5,000万円以下

・従業員規模又は資本金規模のいずれかを満たしていれば、中小企業者とします。  
・不動産業は「製造業・その他の業種」に含みます。

中小企業者に該当しない法人(医療法人、一般社団・財団法人、学校法人など)は<sup>12</sup>高反射率塗料等のみ申請できます。

**Q2** 助成対象機器の設置工事後に転居するなど、申請者が、交付申請時に対象機器を設置する予定の住宅に居住していない場合、助成を申請することはできますか？

**A** 申請者が以下のア及びイの条件を満たす場合、助成対象者とします。  
ア 交付申請時において、区内に居住(住民登録<sup>\*</sup>)していること。  
イ 完了報告時まで、対象機器を設置した区内の住宅に居住(住民登録<sup>\*</sup>)すること。  
・港区外から港区内への転入に伴う申請はできません。  
※住民登録地は、住民票、運転免許証、個人番号カードなどの本人確認書類で確認します。

**Q3** 港区内で新たに事業を始めたい場合、助成の申請をすることができますか？

**A**

本社所在地	既存事業所所在地	施工予定場所	申請
区内	なし又はどこでも可	区内	可
区外	区内	区内	可
区外	なし又は区外	区内	不可

**Q4** 助成金の振込先について、注意点はありますか？

**A** 原則として、申請者の口座に振り込みます。

---

**Q5** 申請者が個人事業者の場合、見積書の宛て名は本人ではなく、経営している会社名や飲食店の屋号でよいですか？

**A** 申請者が個人事業者の場合、見積書、領収書等の提出書類の宛て名は、屋号を除き、申請者名で統一してください。

---

**Q6** マンションの一室を自宅兼事務所として使用しているのですが、申請できますか？

**A** 自宅兼事務所の場合は、居住用、事業用いずれか1回について申請できます。設置する対象機器の使用目的(居住用、事業用)によって申請区分が変わるため、対象機器の使用目的を明確にしてください。居住用スペースと事業用スペースの区分が難しい場合は、申請前に環境課地球環境係までご相談ください。

---

**Q7** 機器等の設置工事を行う業者や、機器の要件を満たす製品を紹介してほしい。

**A** 公平性等の観点から、施工業者及び製品を紹介することはできません。なお、施工業者の所在地は問いません。

---

**Q8** 国や東京都の助成金との併用は可能ですか？

**A** 他機関の助成制度との併用が可能です。

---

**Q9** 省エネルギー診断をテナントで申請していますが、建築物所有者(オーナー)で助成金を申請することは可能ですか？

**A** 可能です。申請に当たって建築物所有者(オーナー)とテナントの関係性を示す書類(賃貸借期間内であることが確認できる賃貸借契約書等)を補足書類として提出していただきます。  
※助成金交付申請は、同一事業所につき1回です。過去に区の助成金交付決定を受け機器を更新したビルは、申請者が異なる場合であっても助成対象外となる場合があります。ビルオーナー、テナントの中小企業者・個人事業者は、事前に環境課地球環境係までお問い合わせください。

---

**Q10** 国や都が作成した省エネ診断書の記載内容に間違いがありました。正しい内容を申告すれば区で内容を修正することは可能ですか？

**A** 区で修正することはできません。修正は、省エネ診断書発行機関に直接依頼してください。修正には時間がかかることがありますので、事前に記載内容をご確認ください。

---

**Q11** 屋上等の緑化に関する助成制度はありますか？

**A** 各地区総合支所のまちづくり課で行っていますので、申請手続き等詳細は下記担当にお問い合わせ下さい。

担当・問い合わせ先	各地区総合支所	まちづくり課	まちづくり係
	芝地区総合支所		03-3578-3104
	麻布地区総合支所		03-5114-8815
	赤坂地区総合支所		03-5413-7038
	高輪地区総合支所		03-5421-7664
	芝浦港南地区総合支所		03-6400-0017

**Q12** 省エネ機器の設置やアスベスト対策などを行う際、融資を受けることは可能ですか？

**A** 区では、創エネルギー機器等の助成金の交付決定を受けた区内中小企業者を対象に低利で融資を受けられる「環境対策融資」のあっせんを実施しています。融資あっせんの対象項目・申請手続等の詳細については、産業振興課経営相談担当(03-6435-4620)にお問い合わせください。

**Q13** 高反射率塗料等の助成対象者に「平成21年度以前」とありますが、平成21年度中の申請は含まれますか？

**A** 平成21年度中の申請を含みます。平成22年3月31日までに申請したものが対象となります。

その他助成制度に関するご不明点等は環境課地球環境係へお問い合わせください。